

法人会の動き

令和6年10月～12月に実施した会議・事業などを報告します

会議

月日	行事名	場所等
10. 2	女性部会役員会	川崎北法人会会議室
10. 9	青年部会役員会	川崎北法人会会議室
10.30	事業研修委員会	川崎北法人会会議室
11. 8	監事会（中間）	川崎北法人会会議室
11.14	正副会長会	川崎信用金庫武蔵小杉支店
11.18	女性部会役員会	川崎北法人会会議室
11.18	青年部会役員会	川崎北法人会会議室
11.27	税制委員会	HOTEL ARU KSP
11.28	青年部会役員会	溝ノ口劇場
12. 2	女性部会役員会	HOTEL ARU KSP
12. 9	広報委員会	川崎北法人会会議室
12.13	総務委員会	HOTEL ARU KSP
12.13	組織委員会	HOTEL ARU KSP
12.13	事業研修委員会	HOTEL ARU KSP
12.16	厚生委員会	川崎北法人会会議室
12.19	正副会長会	HOTEL ARU KSP
12.19	理事会	HOTEL ARU KSP
12.24	役員選出委員会	川崎北法人会会議室

事業

月日	行事名	場所等
10. 2	女性部会 税務署長との懇談会	川崎北法人会会議室
10.10	川崎北税務署長表敬訪問	川崎北税務署
10.11	税に関する絵はがきコンクール選考会	川崎北法人会会議室
10.16	研修見学会	柴又帝釈天参拝・散策・豊洲見学
10.18	税に関する絵はがきコンクール選考会	川崎北法人会会議室
10.20	宮前区民祭	宮前区役所周辺
10.22	新設法人説明会	川崎北税務署別館会議室
10.23	決算法人説明会	川崎北税務署別館会議室
10.23	税に関する絵はがきコンクール選考会	川崎北法人会会議室
10.25	生活習慣病健診	会館とどろき
10.29	生活習慣病健診	すくらむ21
11. 1	源泉部会研修会	エポックなかはら
11. 6	生活習慣病健診	宮前市民館
11. 7	源泉部会研修会	川崎北法人会会議室
11.11	税を考える週間広報活動	武蔵中原駅頭
11.12	税を考える週間講演会	エポックなかはら
11.14	川崎北税務署 納税表彰式	ホテル精養軒
11.22	税制改正要望活動	川崎市役所
11.26	高津県税事務所長納税功労表彰	高津県税事務所
11.28	青年部会 名刺交換会	溝ノ口劇場
12. 2	参学会（報告会）	HOTEL ARU KSP
12. 2	女性部会 税務署長講演会	HOTEL ARU KSP
12.10	新設法人説明会	川崎北税務署別館会議室
12.11	決算法人説明会	川崎北税務署別館会議室

県連

月日	行事名	場所等
10.18	青年部会東京局連3県連絡会サミット	千葉ポートプラザ
10.26	海岸清掃活動	平塚海岸
11.13	神奈川県横断税務広報	東急武蔵小杉駅

全法連

月日	行事名	場所等
10. 3	全国大会（鹿児島大会）	城山ホテル鹿児島
11. 7	青連協・租税教育プレゼンテーション	フェニックス・プラザエルビス
11. 8	全国青年の集い（福井大会）	サンドーム福井

法律・税務相談（会員は無料です）



法律相談 へのお申し込みは法人会事務局までご連絡ください。

川崎北法人会所属の弁護士による法律相談を行っています。事前予約制となっておりますので、まずはお電話ください。

税務相談 は第1・第3火曜日の午後2時～4時まで。
お申し込みは1週前の火曜日午後3時までにお願いします。

●相談実施場所

川崎北法人会事務局会議室

実施予定日 2/17、3/4、3/18、4/1、4/15

（注：2月は第3月曜日の実施となります。）

※申込後のキャンセルは業務手数料として11,000円頂く場合があります。

■お問い合わせ・お申し込みは 法人会事務局まで
電話：044-799-1791 FAX：044-799-1793

会費の自動引落のお知らせ

当会会費の口座自動振替契約をされている方は、来る4月7日に令和7年度分（令和7年4月～令和8年3月分）の会費をご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。

自動引落のご通知は、本誌でのご案内とし別送のお知らせは省略させていただきます。

※自動引落は通帳等の摘要欄に印字されますので領収証の発行は省略させていただきます。予めご了承くださいますようお願いいたします。

（会費）

会費は資本金割りで次のとおりになっております。

資本金

500万円未満・・・月額 600円

500万円以上1,000万円未満・・・月額 900円

1,000万円以上2,000万円未満・・・月額 1,200円

2,000万円以上・・・月額 1,500円

※同系法人・・・年額 1,200円

※賛助会員・・・月額 600円

※令和7年度より、会費が改定となります。

（本誌 第291号12p参照）

※同系法人とは

代表者が同一、または代表者の配偶者、親、子が代表者になっている法人。広報誌等は送付されません。

法人会の会費は、消費税が不課税です。

●お問い合わせは、川崎北法人会事務局まで

電話：044-799-1791 FAX：044-799-1793



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
新横浜支社/
神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3
(新横浜KSビル8F)
TEL 045-471-2301

AIG 損害保険株式会社
横浜支店/
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19
(富士火災横浜ビル)

会費の改定について



令和6年6月13日開催の通常総会におきまして、令和7年度より当会の会費を一律20%引上げることが承認されましたのでお知らせいたします。

当会は昭和54年から45年間、会費を据え置いたまま本日に至っていましたが、昨今の物価高騰のおり、法人会の運営を安定的に行うために今回の会費改定となりました。会員の皆様には何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月1日収納分より

資本金	会費	
500万円未満	月額	600円
500万円以上1,000万円未満	月額	900円
1,000万円以上2,000万円未満	月額	1,200円
2,000万円以上（新設）	月額	1,500円
※賛助会員	月額	600円
※同系法人	年額	1,200円
※同族法人	—	廃止

※賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した個人（個人事業主）、法人の事業所（支店・営業所等）、または管外の法人。総会の議決権はありません。会員向けのサービスを受けることはできますが、会の運営には関与できません。

※同系法人

代表者が同一、または代表者の配偶者、親、子が代表になっている法人。広報誌等は送付されません。

（「第12回通常総会議案」より抜粋）